

雫石町観光ブックレット作成業務委託仕様書

1 件名

雫石町観光ブックレット作成業務

2 目的

雫石町が誇る豊かな自然環境や食・歴史文化といった地域資源の魅力をより専門的な技術と発想を取り入れ、町内外へ効果的に発信し、町の魅力認知、豊富な観光コンテンツの体感・体験促進の新たなツールとしてのブックレットを制作し、観光需要の喚起と観光消費の拡大及び潜在的な雫石ファンの獲得を目指す。

3 契約期間

契約日から令和6年3月31日まで

4 業務内容等

業務内容は下記を想定しているが、詳細については提案事項とする。

(1) 業務内容

雫石町の魅力を効果的に伝える、訴求力のある冊子の作成

ア コンテンツの企画・立案及び撮影・取材

イ 編集、デザイン

ウ 印刷

エ その他付帯業務

(2) コンセプト

次のコンセプトを中心に据え、コンテンツを構成し、作成すること。

ア 雫石町を最初に知る、ファーストインプレッション、入口としてのブック。

イ 情報を詰め込んだだけの単なるガイドブックではなく、手元に置いておきたくなる、名刺代わりとして人に渡したくなるといった伝播力のある作品。

ウ 情報鮮度がすぐに落ちてしまう情報ではなく、雫石町原風景や心象風景（不動なもの・変わらないもの）にフォーカスし、デザイン・イメージの統一を図る。

エ 雫石町民や雫石を知っている人にも、魅力価値の再認識や地元愛着を醸成し、自ら人に薦めたいような作品。

5 委託内容

(1) ブックレットの作成

ア 概要

地方観光や移住ニーズが高まる中、潜在顧客となり得る町外の人に対し、雫石町の魅力を効果的に伝えるとともに、副次的効果として地元町民にも新たな発見や愛着形成につながる、単なるガイドブックではない情報発信媒体として、訴求力のある内容とする。

イ ターゲット

地方移住や観光体験に関心があり、今後リピーターになり得る町外の雫石町の潜在的ファン層。

ウ ブックレットの構成等

- ① PR のコンセプトを踏まえ、ターゲットに訴求する内容とすること。
- ②各季節を網羅した写真とミニコラムの掲載。
- ③ページ構成は、受託者の企画提案を基に、町及び受託者が協議のうえ決定する。

エ 制作および編集

- ①情報誌等の制作、編集経験のある者が制作すること。
- ②原則、月一回以上の取材・撮影を基本とする
- ③ブックレットの仕様等

下記の項目を基本とし、その他の規格等、受託者の企画提案を基に、協議のうえ決定する。

(規格)

- ① 版型：A6 サイズ
- ② 色数：4色フルカラー
- ③ ページ数：本文 48 ページ+表紙+カバー付き
- ④ 形状：形状：無線綴じ、背表紙あり
- ⑤ 発行部数：10,000 部
- ⑥ 紙質：アラベール 110kg(カバー)/ダイヤバルキー155kg(表紙)/本文 101kg(本文)

(2) 成果品の納品

ア 成果品

①ブックレット

10,000 部

②電子データ (PDF 形式)

CD-R 1 部

③ブックレット作成のための素材データ (取材・撮影等をした写真・画像含む)

二次利用可能なデータ形式での提供。ただし、二次利用する際は、別途受託者と協議のうえ、広報用途のみ利用することとする。撮影データについてはブックレット使用以外のカットも納品すること。

イ 納品先

雫石町役場 観光商工課 観光係 (〒020-0595 雫石町千刈田 5 番地 1)

ウ 納品期限

令和 6 年 3 月 22 日 (金)

6 業務実施に当たっての注意事項

- (1) 写真、情報等の使用に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者が手続きを行うものとし、当該著作権の使用等に係る経費については、契約金額に含むものとする。
- (2) 写真等の著作権、肖像権など、各種権利等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において

対応し、町は責任を負わないものとする。

(3) 第三者が所有する写真、情報等を使用する場合は、受託者が当該第三者と調整した上で、受託者が準備するものとする。

(4) 本業務の実施に必要な各種手続きは、原則として受託者が行い、当該手続きに係る費用は契約金額に含むものとする。

(5) その他本業務の実施に係る費用は、原則として全て契約金額に含むものとする。

(6) 原則として3回以上、町の校正を受けることとする。

(7) 受託者は、町が掲載を指示する事項について協議の上、対応することとする。

7 成果品の利用及び著作権

(1) 成果品の著作権は町に帰属するものとする。やむを得ず、著作権を町に譲渡できない場合は、受託者は、事前に町に申し入れを行い町の下承を得るものとする。ただし、冊子に掲載される写真等で第三者が保有している著作物の著作権は当該第三者に留保される。

(2) 成果品について、町は、観光プロモーション等のために冊子を配布するとともに、電子データをホームページ等で公表することができる。また、ブックレット作成に当たって取材、撮影等をした素材について、別途受託者と協議のうえ、活用できることとする。

8 委託限度額

3, 328, 600円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

9 秘密保持

(1) 受託者は本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外に利用、第三者に開示、漏洩してはならない。契約終了後もまた同様とする。

(2) 受託者は、個人情報を取り扱う場合は、雫石町個人情報保護条例（平成12年3月21日条例第2号）並びに委託業務契約書に定める特記事項を遵守しなければならない。

10 その他

本仕様書に記載のない事項については町と受託者で協議するものとする